

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町 1-18-9
ATビル 5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

働き方改革⑤ 有給休暇の時期指定が義務化されます。

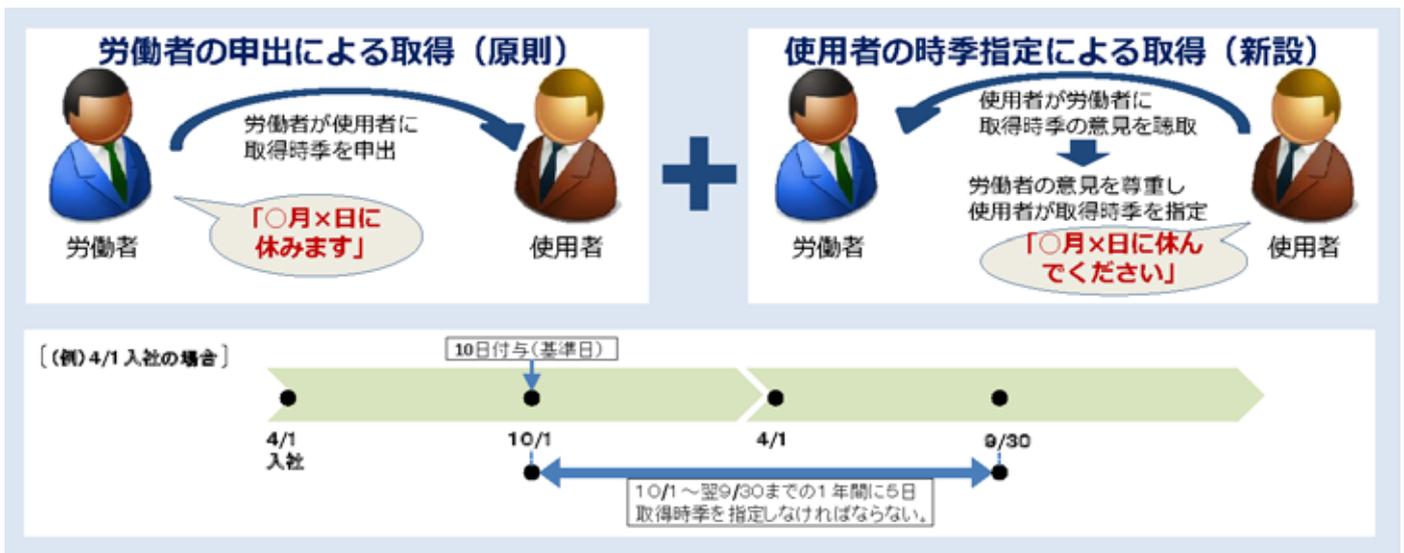
年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとなっていますが、有給の申請がしづらい環境などにより、取得率が低調な状況にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。このため、労働基準法が改正され、年次有給休暇のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させる義務が発生します。



改正時期：2019年4月

対象者：年10日以上有給休暇が付与される労働者

● 時季指定義務のポイント



- 原則は、労働者から申出があり、有給休暇を取得することになります。
- 労働者自らの申出により、1年間に5日以上取得している場合は、時季指定して取得させる義務はありません。
- 年次有給休暇のうち、5日を超える分について、労使協定を締結し、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度 < 年次有給休暇の計画的付与制度 > によって、5日以上付与している場合も時季指定して取得させる義務はありません。

注意

- 会社が時季指定して年次有給休暇を取得させる場合は、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するように努めなければなりません。
- 会社は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

無料セミナー

労基法改正対応迫る！

- 11月28日(水)15:00～
- 千代田区神田
- 12名
- 講師：小澤薫
- 働き方改革関連法における時間外労働の上限規制等について
- 必須となる36協定の締結と届出について【36協定新様式解説】
- 年次有給休暇取得義務化のポイント、取得法と管理法(ほか)

お申し込みは Web から

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。